令和８年（フ）第２４５号
愛知県豊川市山道町２丁目46番地の１　メゾン46・103号
債務者　永岡　哲司
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１６４１号
さいたま市桜区西堀２丁目21番３号　田中ビル201
債務者　山田　圭汰（旧姓岡部）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６８９号
埼玉県久喜市伊坂北２丁目15番地８
債務者　榊田　正行
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７１３号
さいたま市北区宮原町４丁目31番地16　メゾンＦＵＪＩ宮原202
債務者　安藤　夏歩
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７３８号
埼玉県和光市新倉３丁目４番10号　Ｌａ　ｆｒａｉｓｅ301
債務者　熊本　統伸
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７６１号
埼玉県北本市北本２丁目100番地３　プリマ北本壱番館201
債務者　三宅加成子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７８９号
埼玉県和光市新倉２丁目３番45号　キャッスルユー202
債務者　黒澤　永子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４３１号
埼玉県越谷市大字弥十郎36番地４
債務者　原　ルミ子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７２８号
埼玉県所沢市中新井３丁目20番Ｃ―1304号
債務者　田上　和男
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３６号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２―21―504
債務者　佐藤　彰吾
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５０号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目６番27号　第２小杉ハイツ101
債務者　奥山ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５３号
埼玉県坂戸市千代田一丁目14番６号　千代田マンション202号室
債務者　小郷　卓弥
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５９号
埼玉県所沢市大字上山口1623番地の１　セントラルヴィレッジ202
債務者　小池　信之
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２９０号
埼玉県深谷市田中753番地９　ハイツ西台202号
債務者　新野　成美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３２５号
埼玉県行田市持田１丁目３番９号　大渕コーポ103
債務者　長島　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１７４７号
代替住所Ａ（旧住所札幌市豊平区平岸４条８丁目５番16―401号）
債務者　小關　愛里（旧姓菅野、辻）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８９５号
札幌市北区新川西２条２丁目11番15号
債務者　藤原　義道（旧姓穴田）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部